

原発事故対応の進展に伴う東京電力の課題等について

1. これまでの動き

(1) 福島第一原子力発電所 1～4 号機の事故収束・廃炉問題

「中長期ロードマップ」を政府・東京電力中長期対策会議において決定。(12 月 21 日)

廃止措置終了までの期間を 3 つに区分した上で、今後実施する主要な現場作業や研究開発等のスケジュールを可能な限り明示。今後、実現のための実施体制を整備。

(2) 賠償問題

「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を、原子力災害対策本部において決定。(12 月 26 日)

警戒区域の解除は、早ければ 4 月を目指し、大きく遅れない一定期間後に実施する方向で、県、市町村など関係者と協議。避難指示区域は、今後速やかに県や市町村など関係者と協議を開始し、来年 3 月末を一つの目途に、新たな避難指示区域を設定。区域の見直しに伴い、被災者への損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会及び関係機関において検討いただく予定。

「中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」を原子力損害賠償紛争審査会が策定（12 月 6 日）

福島県内（県北、県中、相双、いわき）23 市町村を自主的避難等対象区域とする等、損害の範囲を類型化するとともに、損害額の目安を提示。

「改革推進のアクションプラン」を支援機構及び東電が公表。

(12 月 9 日)

「緊急特別事業計画」（11 月 4 日認定）における経営合理化の実施内容の詳細、実施時期、具体的な段取り等を盛り込む。合理化「10 年で 2.5 兆円」目標額をさらに 1000 億円深掘り。

2. 今後の対応

(1) 「緊急特別事業計画」における要賠償額の引き上げ

自主避難等に関する指針策定（※これに対応する賠償額増 2000 億円程度）、避難指示区域の見直し（※同数千億円）等を経て、「緊急特別事業計画」の認定時点（11 月 4 日）から状況変化が生じているため、東京電力は原子力損害賠償支援機構に対し、「要賠償額の見直し」と「資金交付額」の変更を申請。

(2) 「総合特別事業計画」の策定

来春を目途に「総合特別事業計画」を策定する予定。「緊急特別事業計画」の認定時に、「総合特別事業計画」については、①賠償支援、②中長期の電力安定供給、③円滑な事故収束を同時達成する「包括的かつ思い切った」計画とすべき。政府・機構・東電それぞれが着実に準備を進め、いかなる可能性も排除しない「幅広い選択肢」の中から、3つの目的を同時達成する計画を作るべし、との指示を出しているところ。

東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（概要版）

1. 中長期ロードマップの位置づけ

- ・本ロードマップは、本年 11 月 9 日における枝野経済産業大臣及び細野原発事故収束・再発防止担当大臣からの指示を受け、東京電力、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院にてとりまとめ、政府・東京電力中長期対策会議において決定したものである。

＜中長期の取組の実施に向けた基本原則＞

【原則 1】地域の皆さまと作業員の安全確保を大前提に、取組を計画的に実現していく。
【原則 2】透明性を確保し、地域や国民の皆さまのご理解をいただきながら進める。
【原則 3】今後の現場状況や研究開発成果等を踏まえ、継続的に本ロードマップを見直していく。
【原則 4】本計画に示す目標達成に向け、東京電力、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院は、各々の役割に基づき、連携を図った取組を進めていく。

2. 中長期安全確保の考え方

- ・至近約 3 年間について、東京電力は、原子力安全・保安院より示された「中期的安全確保の考え方」に基づいて策定した施設運営計画を確実に実施し、原子力安全・保安院が東京電力の報告や独自の調査に基づき、確認・評価を実施することにより安全性を確保する。
- ・中長期の取組においても同様。東京電力は、個別作業毎に具体的な作業方法を検討する各段階において、安全性、環境影響評価を実施し、原子力安全・保安院がこれを確認・評価した上で作業を進めることにより、安全性を確保していく。

3. 中長期ロードマップ

（1）主要な目標

- ・本ロードマップでは、廃止措置終了までの期間を下記の通り 3 つに区分した上で、今後実施する主要な現場作業や研究開発等のスケジュールを可能な限り明示。
 - 第 1 期：ステップ 2 完了後、使用済燃料プール内の燃料取り出し開始までの期間（ステップ 2 完了後 2 年以内を目標）
 - 第 2 期：第 1 期終了後から燃料デブリ※取り出し開始までの期間（ステップ 2 完了後 1 0 年以内を目標）
 - 第 3 期：第 2 期終了後から廃止措置終了までの期間（ステップ 2 完了後 3 0 ～ 4 0 年後を目標）
※ 燃料と被覆管等が溶融し再固化したもの

（2）時期的目標及び判断ポイント

- ・至近 3 年間については年度毎に展開し、可能な限り時期的目標を設定。
- ・4 年目以降については、おおよその時期的目標を設定するとともに、次工程へ進む前に、追加の研究開発の実施や、作業工程の見直しも含めて検討するための判断ポイントを設定。

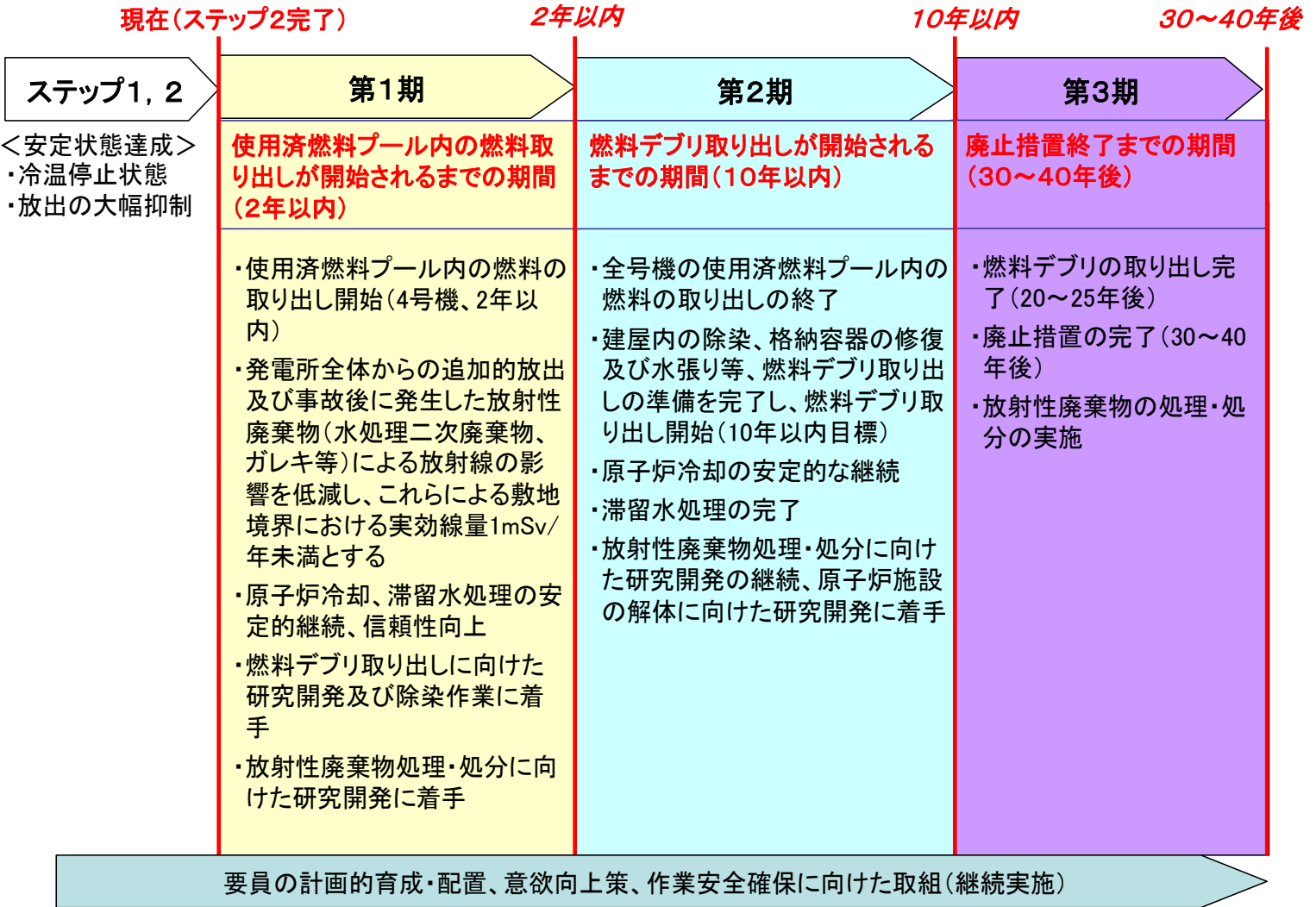


図 1. 中長期ロードマップの概要

4. 中長期ロードマップ実現に向けた実施体制

- ・中長期ロードマップを着実に実施していくために、現場作業に係るプロジェクトの運営体制、研究開発の推進体制を整備。
- ・これに必要な研究開発については世界的に見ても経験のない難しい課題が多いことから、国内外の協力を得ながら、世界中の叡智を結集して進めていく。
- ・現場作業では、東京電力が協力企業約 400 社との体制を継続するとともに、中長期の取組のための専任組織を本店に設置する。また、作業環境の改善や要員育成等の計画的実施により、確実な作業遂行を担保し得る体制・要員を確保する。

【中長期ロードマップにおける主な時期的目標】

① 原子炉の冷却・滞留水処理

- 燃料デブリ取り出し終了までは注水冷却を継続し、冷温停止状態を安定的に維持。
- 引き続き設備の信頼性向上等を検討し、継続的に設備改善を実施。循環ループの縮小についても段階的に実施。
- 現行水処理施設では除去が困難なセシウム以外の放射性物質を除去可能とする多核種除去設備を2012年内に導入。
- 第2期中には、タービン建屋／原子炉建屋間止水、格納容器下部補修を実現後、建屋内滞留水処理を完了。原子炉冷却はより安定的な冷却となる小循環ループ化を検討。

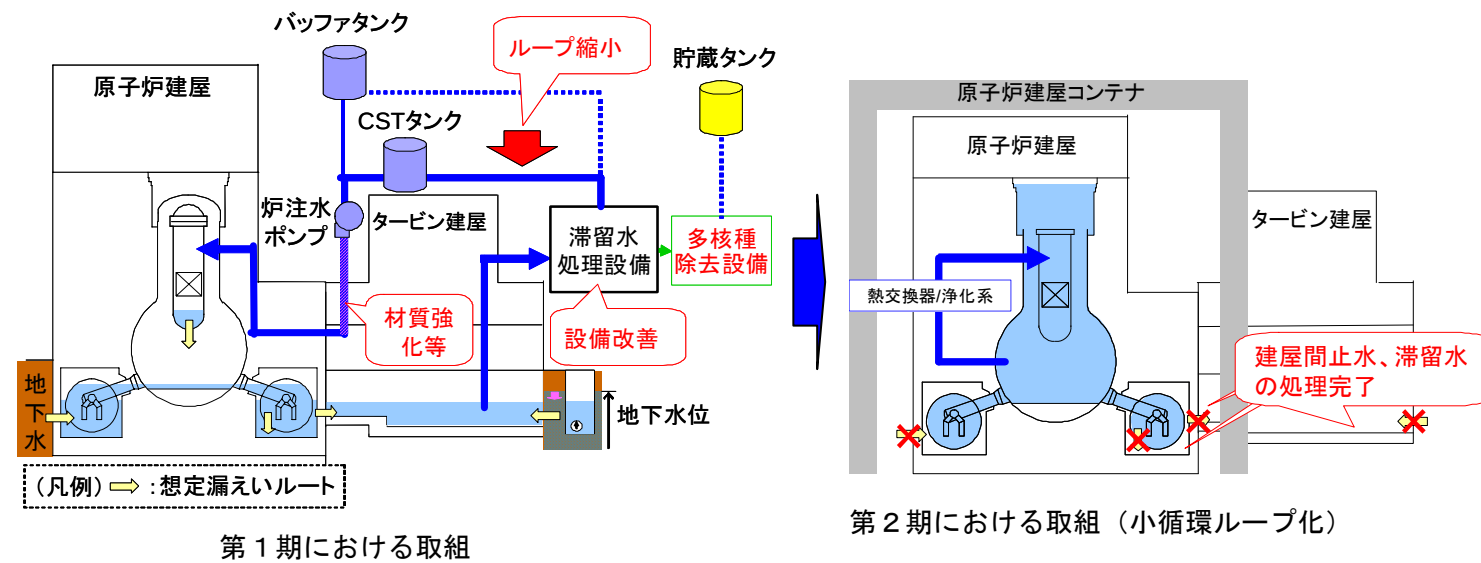


図2. 原子炉冷却・滞留水処理における中長期の取組

② 海洋汚染拡大防止計画

- 万一地下水が汚染した場合の海洋流出を防止するため、2014年度半ばまでに遮水壁を構築。
- 取水路前面エリアの海底土を固化土により被覆し、海底土中の放射性物質の拡散を防止。加えて海水循環型浄化装置の運転を継続し、2012年度中を目標に、港湾内の海水中の放射性物質濃度を、告示に定める周辺監視区域外の濃度限度未満とする。また、大型船の航行に必要な水深確保に向けた浚渫により発生する土砂についても、同様の被覆を実施。
- 以降、構築した設備等を維持・管理しつつ、地下水、海水の水質等のモニタリングを継続。

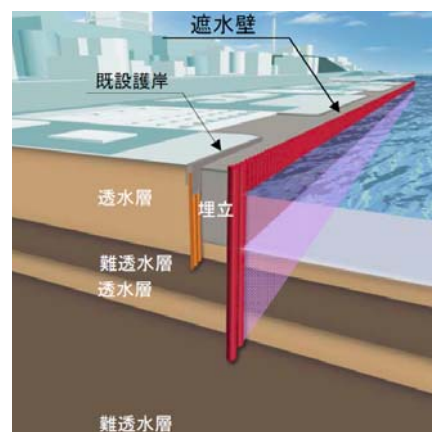


図3. 遮水壁（イメージ）

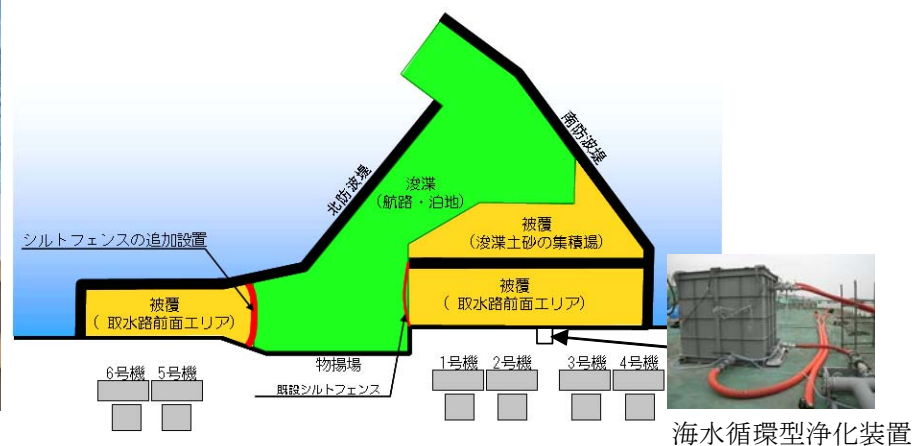


図4. 港湾内海底土の被覆等イメージ

③ 放射性廃棄物管理及び敷地境界の放射線量の低減

- 2012年度内を目標に、発電所全体からの追加的放出及び敷地内に保管する事故後に発生した放射性廃棄物（水処理二次廃棄物、ガレキ等）による敷地境界における実効線量1mSv／年未満を達成。
- 水処理二次廃棄物の保管容器の寿命を評価した上で2014年度末までに保管容器等の設備更新計画を策定。
- 現在実施している陸域、海域の環境モニタリングを継続していく。

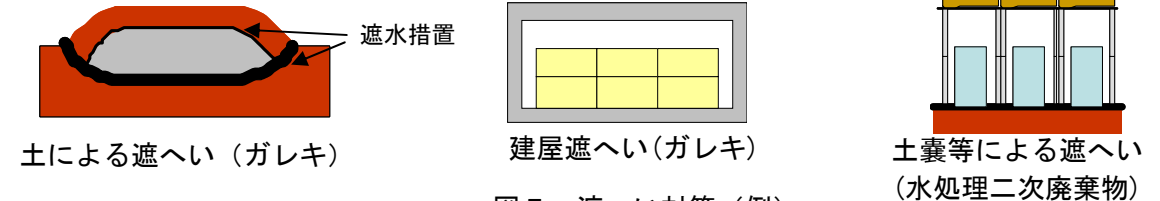


図5. 遮へい対策（例）

④ 敷地内除染計画

- 一般公衆、従事者の被ばく線量低減、作業性向上を目的に、免震重要棟等の執務エリア、作業エリア等から計画的・段階的に除染を実施し、敷地外の線量低減と連携を図りつつ、低減を実施。

⑤ 使用済燃料プールからの燃料取り出し計画

- 4号機において、ステップ2完了後2年以内（2013年中）に取り出し開始。
- 3号機において、ステップ2完了後3年後程度（2014年末）を目標に取り出し開始。
- 1号機は、3、4号機での実績等を把握し、ガレキ等の調査を踏まえて計画立案し、第2期中に取り出す。
- 2号機は建屋内除染等の状況を踏まえ、既設設備の調査を実施後、計画立案し、第2期中に取り出す。
- 第2期中に、全号機の燃料取り出しを終了。
- 取り出した燃料の再処理・保管方法について、第2期中に決定。

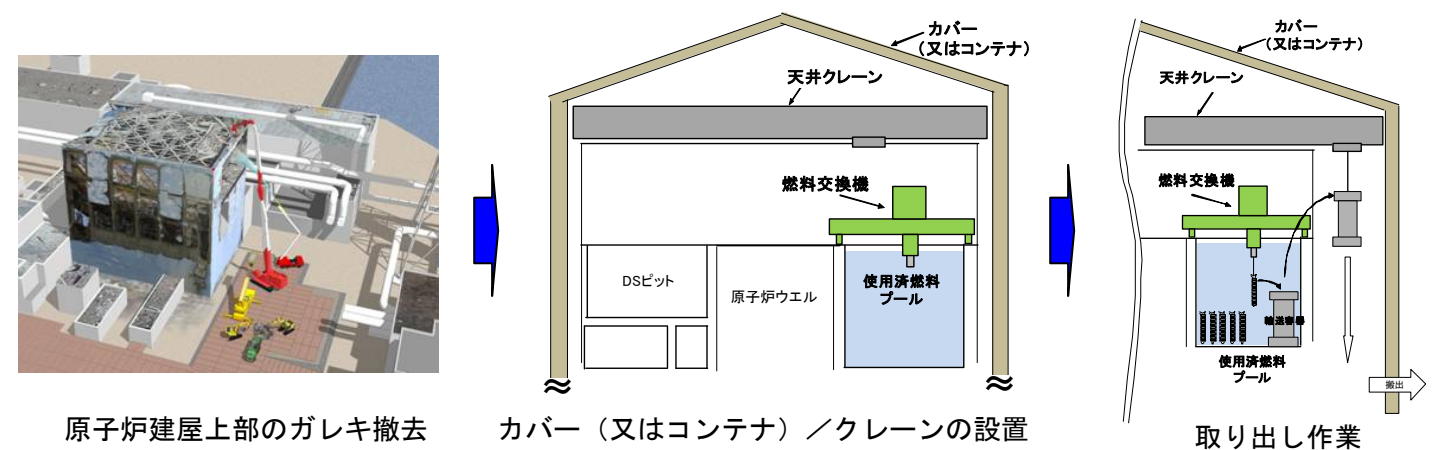


図6. プール燃料取り出し作業（イメージ）

⑥ 燃料デブリ取り出し計画

- 初号機での燃料デブリ取り出し開始の目標をステップ2完了後10年以内に設定。
- 以下のステップで作業を実施する。作業の多くには遠隔技術等の研究開発が必要であり、これらの成果、現場の状況、安全要求事項等を踏まえ、段階的に進めていく。
 - a) 技術開発成果を順次現場に適用し、原子炉建屋内除染を進め、2014年度末までに漏えい箇所調査等に本格着手。
 - b) 2015年度末頃に格納容器補修技術（下部）の現場実証を終了し、当該技術を現場に適用することにより、a)において特定された漏えい箇所（下部）を補修し、止水する。その後、格納容器下部の水張りを行う。
 - c) 格納容器下部の水張り後、格納容器内部調査技術の現場実証を2016年度末頃に終了し、本格的な内部調査を行う。
 - d) 格納容器（上部）の補修を実施し、格納容器に更なる水張りを実施する。その後、原子炉建屋コンテナ（又はカバー改造）を設置し、閉じ込め空間を形成した上で、原子炉圧力容器の上蓋を解放する。
 - e) 原子炉圧力容器内部調査技術の現場実証を2019年半ば頃に終了し、原子炉圧力容器内部調査を本格的に実施する。
 - f) これまで実施した格納容器、原子炉圧力容器内部調査結果等も踏まえ、燃料デブリ取り出し方法を確定することに加え、燃料デブリ収納缶開発、計量管理方策の確立が完了していること等も確認した上で、ステップ2完了から10年以内を目途に燃料デブリ取り出しを開始する。

⑦ 原子炉施設の解体計画

- 1～4号機の原子炉施設解体の終了の目標をステップ2完了から30～40年後に設定。
- 解体・除染工法等の検討に必要な汚染状況等の基礎データベースの構築、これに基づいた遠隔解体などの研究開発、必要な制度の整備等を実施し、解体工事で発生した廃棄物処分の見通しが得られていることを前提に、第3期に解体作業に着手。

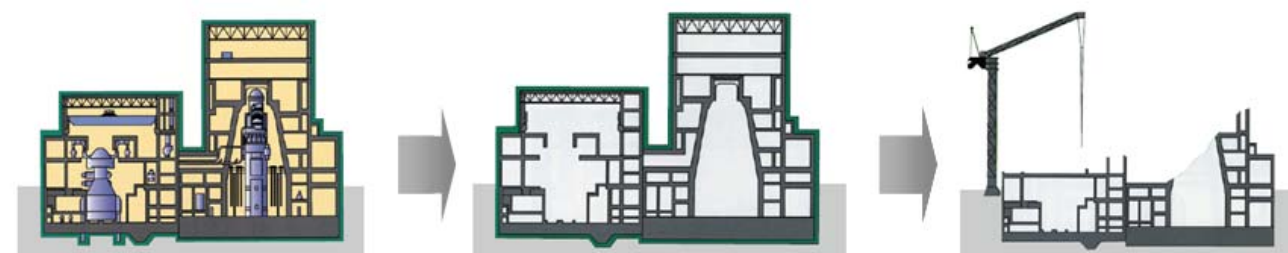


図8. 原子炉施設の解体イメージ

⑧ 放射性廃棄物の処理・処分計画

- 事故後に発生した廃棄物は、従来の廃棄物と性状（核種組成、塩分量等）が異なることも踏まえ、2012年度中に研究開発計画を策定。
- 研究開発成果を踏まえ、既存処分概念への適応性、安全性等を見極め、処分に向けた安全規制、技術基準等を整備することで廃棄体仕様を確定。
- これに基づき、処理設備を整備後、処分の見通しが得られた上で、第3期に処理・処分を開始。以上

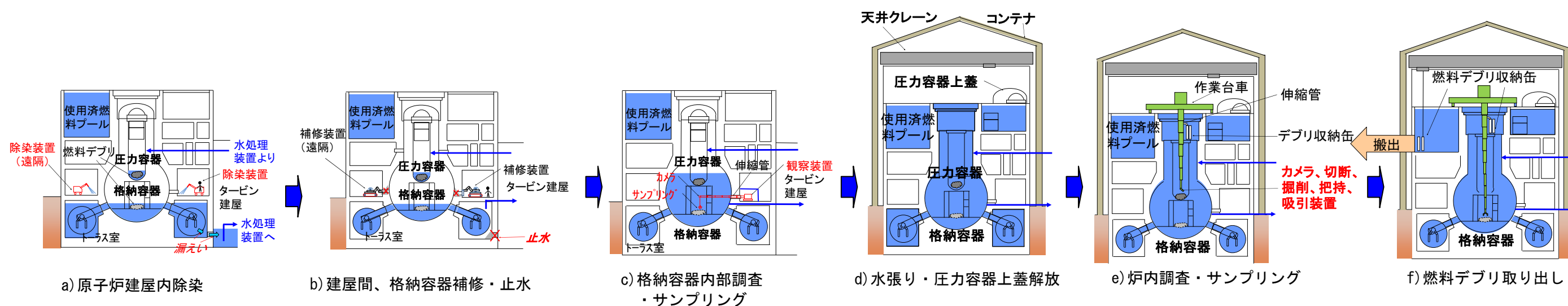
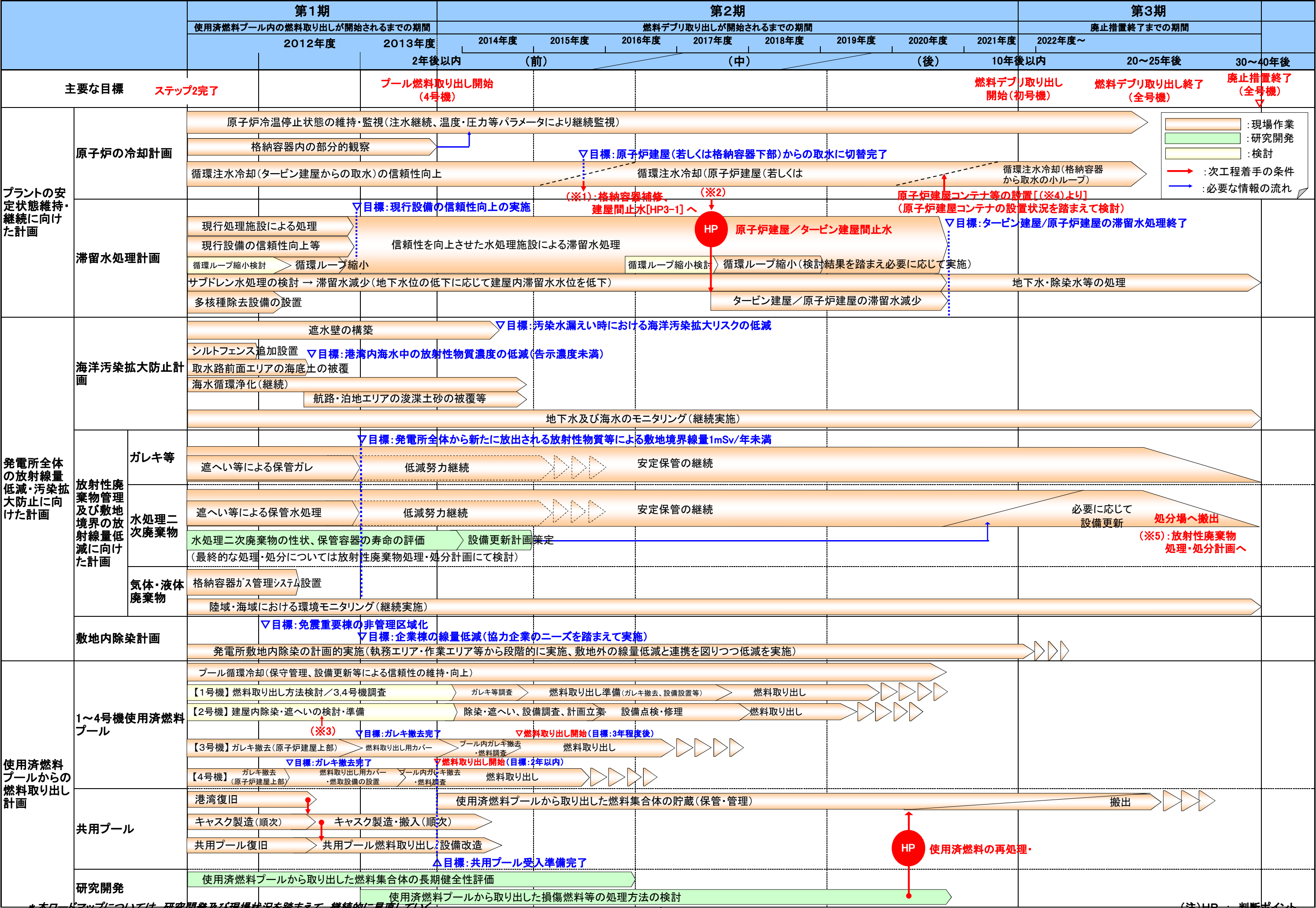


図7. 燃料デブリ取り出し作業（イメージ）

東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの主要スケジュール



* 本ロードマップについては、研究開発及び現場状況を踏まえて、継続的に見直していく。

ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直し に関する基本的考え方及び今後の検討課題について

平成 23 年 12 月 26 日
原子力災害対策本部

1. はじめに

（警戒区域及び避難指示区域に関する経緯及び現状）

- (1) 本年 3 月 11 日の東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、国は、原子力災害の拡大防止のため、警戒区域及び避難指示区域を設定してきた。
 - ① 同原子力発電所の事故直後から住民の生命・身体の危険を回避するために避難指示を発出した後、事故の深刻化に伴い徐々に避難指示区域を拡大し、3 月 12 日には原子力発電所の半径 20km の地域を避難指示区域に設定した。
更に、4 月 22 日には、引き続き同原子力発電所の状況が不安定な中であって、再び事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避することを目的に、同じ地域を、原則立入禁止とする、より厳しい規制措置として警戒区域に設定した。
 - ② 同じく 4 月 22 日、半径 20km 以遠の地域であって、既に環境中に放出された放射性物質からの住民の被ばくを低減するため、事故発生から 1 年の期間内に累積線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある地域を計画的避難区域に設定した。
- (2) こうした警戒区域や避難指示区域の設定は、住民や地域社会に多くの困難をもたらすものであり、原子力発電所の安全性の確認や放射線被ばくの危険性の低下など状況に変化が生じた場合には、住民の安全・安心を大前提としつつ、速やかに見直すべきものである。

（ステップ2の完了と原子力発電所の安全性の確認）

- (3) 12 月 16 日、原子力災害対策本部において、原子炉は安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったことが確認された。
具体的には、原子炉の「冷温停止状態」の達成、使用済燃料プールのより安定的な冷却の確保、滞留水全体量の減少、放射性物質の飛散抑制などの目標が達成

されていることから、発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断し、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了を確認した。

また、今後、使用済燃料や燃料デブリの取出し、廃炉などの中長期的な対応を実施するに当たっても、その都度状況に応じて、臨界防止、放射性物質の閉じ込め、放射線の遮へい等の対策を適切に講じることにより、発電所の安全性が確保し得ることが確認された。これらにより、福島第一原子力発電所の安全性は、引き続き確保されることを確認した。

(見直しに関する基本的考え方と今後の検討課題の提示)

- (4) ステップ2の完了により原子力発電所の安全性が確認されたことから、警戒区域及び避難指示区域（①発電所半径20kmの区域及び②半径20km以遠の計画的避難区域）の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったこととなる。

今後、具体的な検討を開始するに当たり、国として、まずは見直しに関する基本的な考え方を提示することとし、見直しに当たって発生しうる諸課題への対応や新たな区域の運用については、今後、県、市町村、住民など関係者との綿密な協議・調整を行いながら検討していくこととする。

2. 区域の見直しに当たっての共通課題に対する対応方針

今後新たに設定されることとなる区域には、それぞれの区域に特有の解決すべき課題が存在しているが、次のような区域に共通する課題も存在する。国として、個別課題の解決と併せて、これらの共通課題の解決にもしっかりと対応していくこととする。

(1) 住民の安全・安心の確保

- ① 住民の帰還を進めるに当たり、まずは地震・津波に起因するインフラ被害による住民への危険を回避する必要があることは言うまでもないことである。

このため、道路や防災施設などについて最低限の応急復旧を急ぎ、必要な防災・防犯対策を講じた上で、区域特有の課題に取り組むこととする。

- ② さらに、放射性物質による汚染に対するおそれを絶えず抱えている住民の心情をかんがみれば、こうした物理的なリスクの排除のみならず、放射性物質による影響に関する住民の安全・安心の確保は帰還に当たっての大変重要な課題であると考えられる。

- ③ 原子力安全委員会は、本年8月4日に示した解除に関する考え方¹において、解除日以降年間20ミリシーベルト以下となることが確実であることを、避難指示を解除するための必須の要件であるとの考えを示した。

- ④ この度の区域見直しの検討に当たっては、年間20ミリシーベルトの被ばくリスクについては様々な議論があったことから、内閣官房に設置されている放射性物質汚染対策顧問会議の下に「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」を設け、オープンな形で国内外の幅広い有識者に意見を表明していただくとともに、低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理、現場からの課題抽出などを行った。

¹ 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」（平成23年8月4日、原子力安全委員会）

その結果、事故による被ばくリスクを自発的に選択できる他のリスク要因と単純に比較することは必ずしも適切でないものの、リスクの程度を理解する一助として評価すると、年間20ミリシーベルト以下については、健康リスクは喫煙や飲酒、肥満、野菜不足など他の発ガン要因によるリスクと比較して十分に低いものである。年間20ミリシーベルトは、除染や食品の安全管理の継続的な実施など適切な放射線防護措置を講ずることにより十分リスクを回避出来る水準であることから、今後より一層の線量低減を目指すに当たってのスタートとして用いることが適当であるとの評価が得られた。

- ⑤ こうした議論も経て、政府は、今回の区域の見直しに当たっても、年間20ミリシーベルト基準を用いることが適当であるとの結論に達した。
- ⑥ しかしながら、放射性物質による汚染に対する強い不安感を有している住民がいることも事実であり、これを払拭するための積極的な施策が必要である。

このため、健康管理の着実な実施への支援に加え、国は、放射性物質の健康影響に関する住民の正しい理解の浸透と対策の実施のために、県や市町村と連携して、政府関係者や多方面の専門家がコミュニティレベルで住民と継続的に対話を行う体制の整備や地域に密着した専門家の育成、透明性の確保及び住民参加の観点から地域への放射線測定器の配備を行うこととする。

(2) 徹底した除染の実施と子どもへの配慮

- ① 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることから、放射性物質による環境汚染が住民や環境に及ぼす影響を速やかに低減し、住民の不安を一日でも早く解消するとともに、復興に向けた取組を加速させるため、国は、県、市町村、住民と連携し、責任を持って除染に取り組む覚悟である。

現在の避難指示区域においては、国は、避難指示が解除された後も含め、放射性物質汚染対処特措法²に基づいて策定する特別地域内除染実施計画に基づいて、責任を持って着実に除染を実施することとする。

² 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）

- ② 除染の実施に当たっては、20ミリシーベルト以下の地域について、適切な優先順位をつけ、中間目標としての参考レベルを設定し、重点的かつ効率的な除染作業³を行うこととする。

中間目標としての参考レベルとしては、例えば、現在、年間積算線量が20ミリシーベルト近傍の地点においては、まずは2年後に年間10ミリシーベルト近傍まで引き下げ、その目標が達成された場合には、次の段階として、例えば年間5ミリシーベルトという新たな参考レベルを設定し、除染作業を進めることとする。

- ③ また、特に子どもは放射線への感受性が強いことを考慮し、除染を始めとする被ばく線量の一層の低減に向けた対策は、子どもを優先して行うこととする。

具体的には、

- (ア) 通学路、公園などの子どもの生活環境について特に優先した除染に取り組むことにより、2年後までに、子どもの年間被ばく線量が概ね60%減少した状態を実現することを目指すこと、
- (イ) 特に学校再開前に除染等により校庭・園庭の空間線量率を毎時1マイクロシーベルト未満を実現すること、
- (ウ) 子どもの健康管理や被ばく線量の測定とともに学校給食食材等の放射能濃度測定機器の整備促進などを実施する。

(3) インフラ復旧、雇用対策等

- ① これまで避難を余儀なくされていた地域においては、災害廃棄物の撤去や電気・ガス・水道などのライフライン、道路などの復旧への取組がこれから行われることとなる。

住民が安全・安心に帰還するため、国は、上記のような生活インフラや病院・学校などの公共施設の復旧・復興に向け、県、市町村のニーズを踏まえ、迅速に対応していくこととする。

- ② また、帰還した住民、避難の継続を余儀なくされている住民のいずれにとっても、雇用の確保をはじめとする生活の再建に向けた取組は何よりも重要な課題であり、安定した雇用の創出や居住の安定確保などに向け、積極的な施策を実施していく。

³ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）、同法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）及び関連規定・ガイドラインに基づき実施。

(4) 損害賠償の扱い

- ① 事故により住民が被った損害については、一義的には損害賠償により解決されていくべきものではあるが、住民の早期の生活再建に向けては、生活を再建していくために必要な費用も必要であり、東京電力任せではなく、国として積極的な関与を行う。
- ② 避難指示区域の見直しに伴う損害賠償の扱いについては、今後、原子力賠償紛争審査会及び関係機関において検討されることとなるが、避難期間の考え方、不動産・動産の価値の減少分の算定方法、長期間の避難や帰還が困難な場合の精神的損害の扱いなどについて議論されることが想定される。
国は、原子力賠償紛争審査会に対して、可能な限り迅速な検討を依頼し、遅くとも避難指示区域の見直し実施までに賠償指針を提示することを要請することとする。

3. 警戒区域及び避難指示区域の見直し

区域の見直しに関する基本的な考え方は次のとおりであるが、実際の線引きや見直しに当たって発生しうる諸課題への対応、新しい区域の運用などについては、県、市町村、住民など関係者との協議を踏まえ検討・実施していくこととする。

I. 警戒区域の解除について

（基本的考え方）

- (1) 現在、東京電力福島第一原子力発電所の半径20kmに設定されている警戒区域は、引き続き同原子力発電所の状況が不安定な中であって、再び事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避することを目的に設定されたものである。

ステップ2の完了により、原子力発電所の安全性が確認され、今後、同原子力発電所から大量の放射性物質が放出され、住民の生命又は身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれはなくなったものと判断されることから、警戒区域は、基本的には解除の手続きに入ることが妥当である。

（今後の検討課題）

- (2) しかしながら、現在の警戒区域内は、地震・津波など自然災害による道路などへの被害の復旧が不十分な状況にあるなど、住民が安全に帰還するための措置が取られていないため、インフラなどの安全確認・応急復旧を行うとともに、防災・防犯対策などについて関係者間で十分に調整する必要があるなど、解除に先立ち準備を整えることが必要である。

こうした準備期間を考慮し、警戒区域の解除は、早ければ4月を目指し、大きく遅れない一定期間後に実施する方向で、県、市町村など関係者と協議を行う。

なお、極めて線量が低くインフラ復旧などが十分に進んでいる市町村などから要望があり、関係者の合意が得られた場合には、早期に警戒区域の線引きの見直しを行うことも検討する。

II. 避難指示区域の見直しについて

- (1) ステップ2の完了により原子力発電所の安全性が確認されたことから、現在設定されている避難指示区域（①発電所半径20kmの区域及び②半径20km以遠の計画的避難区域）を一体として見直すこととする。

今後速やかに県や市町村など関係者と協議を開始し、来年3月末を一つの目途に、新たな避難指示区域を設定することを目指す。

- (2) 新たな避難指示区域に関する基本的考え方と今後の課題に対する対応方針

① 避難指示解除準備区域

（基本的考え方）

- (i) 現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。

同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。

- (ii) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。

解除に当たっては、地域の実情を十分に考慮する必要があることから、一律の取扱いとはせずに、関係するそれぞれの市町村が最も適切と考える時期に、また、同一市町村であっても段階的に解除することも可能とする。

（立入規制など区域の運用）

- (i) 同区域の汚染レベルは、年間積算線量20ミリシーベルトを下回っていることが確認されており、現存被ばく状況に移行したものと見なされる。

このため、主要道路における通過交通、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、公益目的の立入りなどを柔軟に認める方向で検討する。

- (ii) 加えて、事業所の再開、営農の再開について、公共インフラの復旧状況や防災・防犯対策などに関する市町村との協議を踏まえ、柔軟に認めることを検討する。

なお、これらの立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクに由来する防護措置を原則不要とすることも検討する。

(除染及びインフラ復旧の迅速な実施)

- (i) 国は、特別地域内除染実施計画に基づき迅速に除染を実施する。実施に当たっては、子どもの生活環境や公共施設など優先度の高い施設を中心に、地域ごとの実情を踏まえた取組を進めることを検討する。
- (ii) インフラ復旧・整備については、まずは早急に状況を把握し、住民の帰還のために必要なインフラの復旧を行うなど、生活環境の整備を迅速に実施することを検討する。

(局所的に線量の高い地点の扱い)

- (i) 避難指示解除準備区域が設定される地域においても、局所的に線量の高い地点が存在し得る。
こうした地点については、避難指示が継続されている地域内に存在する地点であることにかんがみ、居住制限区域（後述）や特定避難勧奨地点を設定することはせずに、優先して除染を実施することにより早期の線量低減を図ることを検討する。
- (ii) なお、避難指示区域外において現在設定されている特定避難勧奨地点についても、その解除に向けた検討を開始する。

② 居住制限区域

(区域の定義及び性格)

- (i) 現在の避難指示区域のうち、現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域を「居住制限区域」に設定する。

同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。

- (ii) 同区域は、除染や放射性物質の自然減衰などによって、住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとする。

(立入規制など区域の運用)

同区域においては、基本的に現在の計画的避難区域と同様の運用を行う方向で検討する。

その場合、同区域は、原則、住民の避難が求められる地域であるが、例外的に、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、通過交通、公共目的の立入り（インフラ復旧、防災目的など）などが認められることとなる。

(除染及びインフラ復旧の計画的実施)

- (i) 国は、特別地域内除染実施計画に基づき、市町村と連携して、計画的に除染を実施する。

- (ii) インフラ復旧・整備については、作業者の安全確保に十分配慮しつつ、まずは早急にインフラ状況の調査を行うことに加えて、市町村毎の復興再生のためのプランに基づいた対応を行うことを検討する。

ただし、電気・水道・通信など防災上不可欠な施設や基幹道路、廃棄物処理施設・下水処理場など、当該地域を含む広域の地域経済社会の復興のために早期の復旧が強く要望されるものについては、特に迅速に除染を実施し、施設の復旧・整備を進める方向で検討する。

③ 帰還困難区域

(基本的考え方)

- (i) 居住制限区域の一部の地域においては、放射性物質による汚染レベルが極めて高く、避難指示の解除までに要する期間が長期にならざるを得ない地域が存在する。

こうした地域では除染の効果が限定的であり、また周辺線量の高さから作業員の被ばく防護の必要性が高く、インフラ復旧についても広範かつ大規模な作業が困難である可能性が高い。

さらに、立ち入った際の被ばく管理及び放射性物質の汚染拡散防止の観点から、その境界において一定の物理的防護措置を講じざるを得ず、住民の立入りを厳しく制約せざるを得ない可能性が高い。

- (ii) このため、長期間、帰還が困難であることが予想される区域を「帰還困難区域」として特定し、関連する市町村や住民と緊密な意見交換を行いながら、長期化する避難生活や生活再建のあり方、自治体機能の維持などについて、国として責任を持って対応していくこととする。

(区域の定義及び性格)

- (i) 長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域を「帰還困難区域」に設定する。

- (ii) 同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則とし、線引きは少なくとも5年間は固定することとする。

ただし、その場合であっても、将来時点における放射性物質による汚染レベルの状況、関連する市町村の復興再生のためのプランの内容やその実施状況などによっては、その取扱いについて見直しを行うことを検討する。

（立入規制など区域の運用）

- （i） 同区域の汚染レベルは非常に高いことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求めることを検討する。

その場合でも、例外的に、可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施することを検討する。一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。

- （ii） 市町村など関係者から特に要望があり合意が得られ、アクセスコントロールが可能な常磐道については、必要な対策等の諸課題を検討の上、除染及び工事を実施するとともに、十分な防災・防犯対策、必要な被ばく防護措置などが講じられることを前提に、早期に開通することを目指す。

（除染及びインフラ復旧）

高線量地域である帰還困難区域の除染やインフラ復旧については、モデル事業などの結果などを踏まえ、県、市町村や住民など関係者と協議の上、対応の方向性を検討する。

（帰還困難区域の不動産の取扱い）

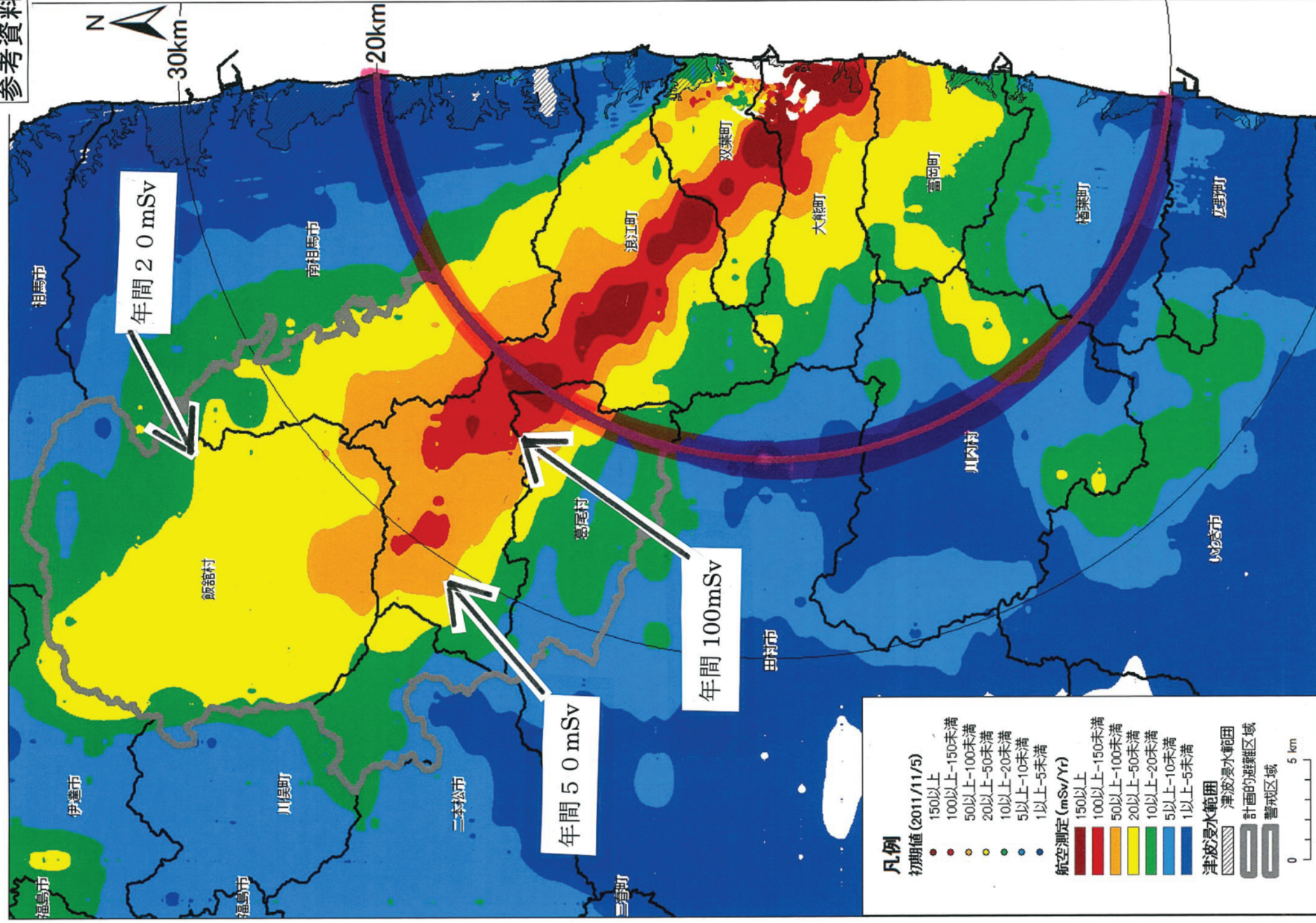
帰還困難区域の不動産の取扱いについて、損害賠償上の扱いや各市町村の復興再生に関する考え方などを踏まえ、今後、県、市町村、住民と密に意見交換を行い、帰還困難区域の住民に対する支援パッケージ全体を議論する中で、検討を進める。

4. おわりに

3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から約9ヶ月が経過した現在も、多くの住民が長く困難な避難生活を耐えている。

避難指示区域の種類毎、市町村毎、個人毎に状況が大きく異なるため、市町村や住民の意向を十分に把握した上で、きめ細やかな対応を行う必要がある。

また、避難中から帰還、そして生活再建まで切れ目のない支援が必要であり、県、市町村、住民などに真正面から向き合い、政府一丸となって、総合的な支援策を責任を持って講じていくこととする。



線量分布 (2011/11/5換算値)

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」

平成 23 年 12 月 6 日
原子力損害賠償紛争審査会

第 1 はじめに

1 自主的避難等の現状等

原子力損害賠償紛争審査会（以下「本審査会」という。）は、平成 23 年 8 月 5 日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）において、政府による避難等の指示等（以下「避難指示等」という。）に係る損害の範囲に関する考え方を示したが、その際、避難指示等に基づかずに行った避難（以下「自主的避難」という。）に係る損害については、引き続き検討することとした。

本審査会において、関係者へのヒアリングを含めて調査・検討を行った結果、中間指針第 3 の避難指示等の対象区域（以下「避難指示等対象区域」という。）の周辺地域では自主的避難をした者が相当数存在していることが確認された。

自主的避難に至った主な類型としては、①東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）発生当初の時期に、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合、及び②本件事故発生からしばらく経過した後、生活圏内の空間放射線量や放射線被曝による影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状

況下で、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合が考えられる。

同時に、当該地域の住民は、そのほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けており、これら避難をしなかった者が抱き続けたであろう上記の恐怖や不安も無視することはできないと考えられる（以下、当該地域の住民による自主的避難と滞在を併せて「自主的避難等」という。）。

2 基本的考え方

上記の自主的避難等の現状を踏まえて、この度の中間指針の追補（以下「中間指針追補」という。）においては、中間指針の対象となった避難指示等に係る損害以外の損害として、自主的避難等に係る損害について示すこととする。

本件事故と自主的避難等に係る損害との相当因果関係の有無は、最終的には個々の事案毎に判断すべきものであるが、中間指針追補では、本件事故に係る損害賠償の紛争解決を促すため、賠償が認められるべき一定の範囲を示すこととする。

なお、中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。

第2 自主的避難等に係る損害について

[自主的避難等対象区域]

下記の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域（以下「自主的避難等対象区域」という。）とする。

（県北地域）

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(県中地域)

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(相双地域)

相馬市、新地町

(いわき地域)

いわき市

(備考)

- 1) 前記第1 (はじめに) の1で示したように、本件事故を受けて自主的避難に至った主な類型は2種類考えられるが、いずれの場合もこのような恐怖や不安は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況 (自主的避難者の多寡など) 等の要素が複合的に関連して生じたと考えられる。以上の要素を総合的に勘案すると、少なくとも中間指針追補の対象となる自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある。
- 2) 自主的避難等の事情は個別に異なり、損害の内容も多様であると考えられるが、中間指針追補では、下記の「対象者」に対し公平に賠償すること、及び可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示すこととする。
- 3) 上記自主的避難等対象区域以外の地域についても、下記の「対象者」に掲げる場合には賠償の対象と認められ、さらに、それ以外の場合においても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る。

[対象者]

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。以下「自主的避難等対象者」という。）とする。

また、本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とする。

（備考）

- 1）損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、個々人に対してなされるべきである。
- 2）本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、自主的避難等対象者と同様の損害を被っていると認められる場合には、同様に賠償の対象とすべきと考えられる。この場合、中間指針による賠償と重複しない限りにおいて中間指針追補による賠償の対象とすべきであるから、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間（例えば、平成23年4月22日の緊急時避難準備区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間や、同区域の指定解除後に帰還した後の期間）が対象となる。一方、避難指示等対象区域内に居住していた者が、本件事故に起因して自主的避難等対象区域内に避難し、同区域内に引き続き長期間滞在した場合、当該避難期間については中間指針で精神的損害の賠償対

象とされているが、これは避難生活等を長期間余儀なくされたことによる精神的損害であり、自主的避難等対象区域内の住居に滞在し続ける者（以下「滞在者」という。）としての精神的損害とは質的に異なる面があるから、中間指針追補の対象ともすべきである（具体的には、自主的避難等対象区域内に避難して滞在した子供及び妊婦が該当する。後記〔損害項目〕の（指針）Ⅲ）及び（備考）３）参照。）。

３）上記の〔対象者〕以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る。

〔損害項目〕

（指針）

Ⅰ）自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。

i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

iii) 避難及び帰宅に要した移動費用

② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

Ⅱ）Ⅰ）の①の i) ないし iii) に係る損害額並びに②の i)

及び ii) に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

Ⅲ) Ⅱ) の具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成 23 年 12 月末までの損害として一人 40 万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人 8 万円を目安とする。

Ⅳ) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。

① 中間指針第 3 の〔損害項目〕の 6 の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、Ⅲ) に定める金額がⅢ) の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成 23 年 12 月末までの損害として一人 20 万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

(備考)

1) 本件事故に起因して自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った者は、主として自宅以外での生活による生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用が生じ、併せてこうした避難生活によって一定の精神的苦痛を被っていると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である。また、滞在者は、主として放射線被曝への恐怖や不安やこれに伴う行動の自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛を被っており、併せてこうした不安等に

よって生活費の増加費用も生じている場合があると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である。

- 2) 賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。

一方、自主的避難者と滞在者とは、現実には被った精神的苦痛の内容及び程度並びに現実には負担した費用の内容及び額に差があることは否定できないものの、いずれも自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被曝への恐怖や不安に起因して発生したものであること、当該滞在に伴う精神的苦痛等は自主的避難によって解消されるのに対し、新たに避難生活に伴う生活費増加等が生じるという相関関係があること、自主的避難等対象区域内の住民の中には諸般の事情により滞在を余儀なくされた者もいるであろうこと、広範囲に居住する多数の自主的避難等対象者につき、自主的避難者と滞在者を区別し、個別に自主的避難の有無及び期間等を認定することは實際上極めて困難であり、早期の救済が妨げられるおそれがあること等を考慮すれば、自主的避難者か滞在者かの違いにより金額に差を設けることは公平かつ合理的とはいえない。

こうした事情を考慮して、精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した。

- 3) 自主的避難等対象者の属性との関係については、特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、

比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる。

このため、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成２３年１２月末までを、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期を、それぞれ賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した。なお、平成２４年１月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとする。

- 4) 3) の期間の損害額の算定に当たっては、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にした上で、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした。
- 5) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者のうち、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の損害額の算定に当たっては、これらの者は、避難している期間について既に中間指針第３の〔損害項目〕の６の精神的損害の賠償対象とされており、両者の損害の内容に一部重複すると考えられる部分があることを勘案することとした。
- 6) I) ないしIV) については、個別具体的な事情に応じて、これら以外の損害項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められ得る。

(以上)

施策		2011 (H23)年度					2012 (H24)年度				2013 (H25)年度	2014 (H26)年度	目標額(億円)		達成状況(2011)	
		11月	12月	1月	2月	3月	1Q	2Q	3Q	4Q	上期	下期	10年間	2011	実績額	進捗状況
		→ 施策具体化フェーズ → 実行準備フェーズ → 実行フェーズ ★ 効果実現(開始時期)														
購買改革WG	設備投資・点検工事の実行中止・見直し ¹⁾ (口)	★(既に決定・実施済み)														
	関係会社取引: 競争的発注方法の拡大(口)	★ 新規取引先の開拓、市場価格を意識した価格ベンチマーク 市場価格を意識した交渉実施、発注方法の変更														
	外部取引先との取引構造・ 発注方法の見直し(口)	代理店業務の現状把握・実態調査、不必要な代理店業務の特定 業務プロセスの見直し 分離発注に向けた条件整備、対象契約の特定 対象契約の拡大★ 効果的な発注方法の選定 新規参入条件の整備による参入余地の拡大★														
	関係会社取引:工事効率の向上 (口)	試験的導入の準備、試験的導入、効果測定 契約への反映★ 試験的導入・ 効果測定★														
	機器仕様の標準化(ハ)	仕様・進め方の検討(スマートメーター)														
	発電所建設における設計の見直し (口)	競争可能な設計・仕様への変更 発注先候補の選定 設計・仕様の調整★ 主機発注														
	電力会社を横断した設計・ 仕様の統一(ハ)	対象資機材の検討 他電力会社への初期ヒアリング アクションプラン具体化														
	短期的な購入単価の削減(口)	★ 料金交渉 一部改定契約締結														
	利用燃料転換等(口)	★(既に決定・実施済み)														
	他社購入電源の単価見直し(口)	対象契約の契約内容確認 契約見直し方針の設定 単価低減交渉★ 契約														
	燃料費の中長期的視点による削減 (ハ)	現状の把握、施策の幅出し サプライヤーに対する交渉材料の検討 アクションプラン具体化														
	その他経費の実行中止・見直し ²⁾ (口)	★(既に決定・実施済み)														
	不要支出の削減(口)	業務委託契約内容の確認 契約の見直し 契約書締結★														
	賃借面積の削減(口)	削減可能な賃借契約の特定 関係部門等との協議およびフロアプラン確定 移転実行★														
人件費削減WG	附帯事業営業費用の削減(口)	★ 削減の実行														
	福利厚生制度の見直し(イ)	労働組合等との協議・合意★														
	退職給付制度の見直し(口)	詳細設計 受給権者(OB)への説明会・個別相談実施、労働組合との協議・合意★														
	給与・ 賞与の 削減	★(既に決定・実施済み)														
		詳細制度設計														
		労働組合等との協議・合意★														
	時間外割増率引き下げ (イ)	労働組合等との協議・合意★														
	人員削減(口、ハ)	事業縮小、業務効率化、採用抑制、希望退職等の具体的検討、削減時期の検討、労働組合との協議・合意等★														
合計													26,488	2,374		

1. 施策の内訳:設備投資削減による減価償却費の減、流通設備の工事見直し、流通設備点検の直営化、
その他追加費用削減施策
2. 施策の内訳:寄付金の中止、厚生施設関係の削減、普及開発関係費の削減、テーマ研究の中止、
研修の縮小、システム委託等の中止、消耗品費の必要最低限水準までの削減、
その他追加費用削減施策等

施策の分類

イ:機構も参画した検討・実行体制を確立し、既に定められたアクションプランについて検証した上で、直ちに具体的施策を実行する項目

ロ:機構も参画した検討・実行体制を確立し、11月中にアクションプランを策定した上で、直ちに具体的施策を実行する項目

ハ:機構も参画した検討体制を確立し、11月中に結論を得る時期とそれに向けた検討の段取りを定める項目

改革推進のアクションプラン：WGの活動（コスト削減関連以外）

施策		2011 (H23)年度					2012 (H24)年度				2013 (H25)年度		2014 (H26)年度	目標額(億円)		達成状況(2011)				
		11月	12月	1月	2月	3月	1Q	2Q	3Q	4Q	上期	下期	年度～	10年間	2011	実績額	進捗状況			
設備効率化WG	ピーク需要抑制策の検討・実行	需給調整契約の拡大に向けた検討			お客さまとの協議・契約の締結		需給調整契約の評価・検証・実行													
		ピーク需要抑制型の負荷率向上営業への転換、社外団体等と連携した負荷率向上活動の推進																		
	規制部門のピーク需要抑制策の検討・実行(追加)	スマートメーターを活用したピーク需要抑制のあり方の検討										スマートメーター本格導入、抑制策の検証・実行								
		ピーク需要抑制方策の検討					ピーク需要抑制方策の実行、抑制効果の検証													
	電源開発計画の見直し(他社電源の活用等)(ロ)	「他社電源の活用」による最適化を通じた電源開発の方針・計画の策定(基礎調査、他社電源の運用性や経済性の評価等)					他社電源活用のための入札等の準備・実施(計画の検証及び必要に応じた見直し)													
		流通設備計画の見直し(基幹拡充計画の見直し等)(ロ)					設備対策の実施(計画の検証及び必要に応じた見直し)													
既存発電設備の売却等の検討(ハ)		売却に向けた技術的・法的論点整理、経済性評価、方針の決定					(方針に基づく売却プロセスの実施)													
子会社・関係会社WG	関係会社の売却(イ)	売却活動の実施												1,301	328					
	継続会社の存続・売却の再見極め(ハ)	事業継続可能性の検討																		
	関係会社間での再編(ハ)	再編ビジョンの作成、方針策定、概要設計、再編実施																		
	関係会社のコスト削減(ロ)	数値計画精緻化																		
各社コスト削減施策具体化							各社のコスト削減施策準備													
							各社のコスト削減施策実行													
不動産・有価証券売却WG	不動産の売却(イ)	売却活動の実施												2,472	152					
	有価証券の売却(イ)	売却活動の実施(上場有価証券は原則2011年12月末までに)												3,301	3,004					
財務・資金繰りWG	財務・資金繰り状況の把握(イ)	定期的把握・確認(3回/月程度)																		
賠償モニタリングWG	賠償金支払いに関するモニタリング	定期的モニタリング(1回/月程度及び必要に応じた見直し)																		
	「5つのお約束」に関するモニタリング	定期的モニタリング(2回/月程度)					定期的モニタリング(必要に応じた見直し)													